

未支給年金等の請求に必要なもの

届出に必要な書類については、年金事務所にお問い合わせください。(0823-22-1691)
共済組合については、各共済組合にご相談となりますが、年金事務所での手続きができる場合があります。

■死亡届のみの場合→1～3が必要

- 1 死亡者の年金証書（添えることができない時は、その理由を届書に記入）
- 2 死亡診断書の写し
- 3 来訪者の身分証明書

■未支給年金を請求する場合→1～8が必要

- 4 請求者の世帯全員の住民票
※請求者が同一世帯の場合は省略できます。
請求者が別世帯の場合はマイナンバーが確認できれば省略できます。
- 5 死亡者の住民票の除票
※基礎年金番号が確認できる場合は省略できます。
- 6 死亡者と請求者との関係を明らかにすることができる戸籍（請求時に続柄が判断できる状態のもの）
※夫婦で請求者のマイナンバーが確認できる場合は省略できます。（外国籍の場合を除く。）
（請求者が夫婦以外でマイナンバーが確認できる場合でも省略できません）
- 7 請求者名義の金融機関の通帳
- 8 生計同一関係に関する申立書：死亡者と請求者の住所が違う場合

■遺族年金請求をする場合→1～10が必要

- 9 請求者の最新年度の所得証明書 ※基礎年金番号やマイナンバーが確認できる場合は省略できます。
- 10 在学証明書または学生証の写し（18歳未満の学生がいる場合。義務教育前の場合は不要）

《その他留意事項》

- ※ 請求者本人が申請できない場合は、**委任状**が必要です。
- ※ 年金事務所に提出される戸籍・住民票等は、希望があれば原本を返却できますのでご確認ください。